

松阪市国際交流員派遣事業 実施要領

松阪市では、インバウンド誘致促進を主な目的として、国際交流員（CIR = Coordinator for International Relations）を任用しています。市内の観光関連事業者や団体を対象に、施設の紹介や案内表示、商品やメニューの多言語化（英語、中国語簡体字）など、インバウンド受入環境整備に関して、国際交流員が指導やサポートをします。

1. 派遣対象事業

- | |
|---|
| <p>(1)施設紹介、案内表示、商品、メニュー等の翻訳（英語、中国語）
（直接、不特定多数の来訪者の目に触れるもの）</p> <p>(2)施設紹介、案内表示、商品、メニュー等の既に翻訳された文章の見直し
（ネイティブ目線で、より伝わりやすい文章を提案します）</p> <p>(3)インバウンド対応を目的とした多言語（英語、中国語）接客セミナー
（参加者5名以上であること、複数の事業者による共同開催可）</p> <p>(4)その他、インバウンド受入環境整備に関することで、松阪市が必要と判断すること</p> |
|---|

2. 派遣可能時間

原則として、年末年始・祝祭日を除く月曜日から木曜日 9:00～17:00

3. ご留意いただきたいこと

- ・国際交流員は日本語が堪能ではありますが、プロの翻訳家やセミナー講師ではありません。この点をご理解いただいた上で、申請して下さい。また、国際交流員が作成した翻訳文等成果物によって生じるいかなる損害についても、松阪市が責任を負うものではありません。
- ・原則として、先着順で事業を実施します。しかし、緊急度や個別の要望、CIR自身が円滑に業務を遂行するための調整等により、必要と判断した場合はその限りではありません。
- ・当事業の主な目的である「インバウンド誘致促進」を目指す事業を優先します。その他の目的（例：多文化共生、国際交流）での事業については、応相談とします。

4. 申請方法、事業実施の流れ

電話またはメールで連絡



事前打ち合わせ、申請書の提出



事業実施



活用報告書の提出

<p>【問合せ・申込み】松阪市 観光交流課 都市間交流係 〒515-8515 松阪市殿町 1340-1 TEL 0598-53-4405 Mail kank.div@city.matsusaka.mie.jp</p>
--